

報道発表資料の配付日時 9月30日(木) 16時00分

発表項目 (行事名)	押印等の見直しについて																																															
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者																																														
		発表場所																																														
概要	<p>1 行政手続における押印等の見直し</p> <p>○ 令和2年12月に取りまとめた「押印・書面規制・対面規制の見直しの考え方」に基づき、許認可や届出等の4,192手続について令和3年10月1日時点での見直しの実施状況を公表するもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">見直し実施状況</th> <th colspan="2">当面見直し不可</th> <th rowspan="3">計 (押印等を求める手続数)</th> </tr> <tr> <th colspan="3">R3.10.1時点</th> <th rowspan="2">R3.10.2 以降</th> <th rowspan="2">国権限</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>道権限</th> <th>国権限</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>押印</td> <td>2,555 (182)</td> <td>1,525 (110)</td> <td>1,030 (72)</td> <td>313</td> <td>349</td> <td>262</td> <td>3,217</td> </tr> <tr> <td>書面規制</td> <td>1,294 (128)</td> <td>1,068 (75)</td> <td>226 (53)</td> <td>641</td> <td>1,942</td> <td>1,681</td> <td>3,877</td> </tr> <tr> <td>対面規制</td> <td>110 (2)</td> <td>110 (2)</td> <td>0 (0)</td> <td>0</td> <td>177</td> <td>31</td> <td>287</td> </tr> </tbody> </table> <p>※括弧内は、前回公表時点 (R3.4.1) から半年間 (R3.9.30まで) で新たに見直した手続数</p> <p>※令和2年12月に取りまとめた「押印・書面規制・対面規制の見直しの考え方」及び各手続の所管課や見直し実施時期等の一覧については、下記の改革推進課ホームページに掲載しています。  <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkk/ouintouminaoshi/top.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkk/ouintouminaoshi/top.html</a></p> <p>※ご不明の点は、下記担当までお問い合わせください。</p>							区分	見直し実施状況				当面見直し不可		計 (押印等を求める手続数)	R3.10.1時点			R3.10.2 以降	国権限		道権限	国権限		押印	2,555 (182)	1,525 (110)	1,030 (72)	313	349	262	3,217	書面規制	1,294 (128)	1,068 (75)	226 (53)	641	1,942	1,681	3,877	対面規制	110 (2)	110 (2)	0 (0)	0	177	31	287
区分	見直し実施状況				当面見直し不可		計 (押印等を求める手続数)																																									
	R3.10.1時点			R3.10.2 以降	国権限																																											
	道権限	国権限																																														
押印	2,555 (182)	1,525 (110)	1,030 (72)	313	349	262	3,217																																									
書面規制	1,294 (128)	1,068 (75)	226 (53)	641	1,942	1,681	3,877																																									
対面規制	110 (2)	110 (2)	0 (0)	0	177	31	287																																									
参考																																																
報道(取材)に当たってのお願い	○ 道民の方々の利便性向上、負担軽減に資する取組であるため、広く道民への周知にご協力をお願いします。																																															
他のクラブとの関係	同時配付 (場所) 同時レク																																															
担当 (連絡先)	総務部行政局改革推進課 (担当者: 高村) TEL ダイヤルイン 011-204-5002 内線 22-439																																															